

江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）における地域クラブ

活動事業実施委託 プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨・目的

文部科学省が令和7年12月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」では、急激な少子化が進む中でも、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会・充実等を図るため、地域の実情に応じた部活動改革に取り組む必要があるとされている。東京都においても、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」により、都内全ての公立中学校等において、地域や学校の実態に応じた地域連携・地域移行の取組を段階的かつ可能な限り早期に実現することを目指している。

本区においても、こうした社会的情勢を踏まえ、令和7年7月に策定した「江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）学校部活動の地域連携・地域展開に関する推進計画（令和8年度～10年度）」に基づき、原則全ての休日部活動の地域展開を進めていく必要がある。

本業務は、休日（土曜日・日曜日・祝日）だけではなく、平日に実施する部活動も「地域クラブ活動」として学校外の団体に委託することで、段階的な地域展開を進めるために実施するものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）における地域クラブ活動事業実施委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 ①令和8年7月1日から令和9年3月31日
②令和9年4月1日から令和10年3月31日

(4) 委託上限額

- ① 令和8年度 97,998,000円（税込）

項目ごとの参考額（税抜） ※事務局人件費は上限額とする。

うち事務局人件費	: 19,887,000円
指導料	: 50,328,000円
指導者・事務局交通費	: 4,901,000円
業務運営費	: 5,874,000円
法人管理費	: 項目ごとの提案額の合計10%以内

② 令和9年度 182,460,000円(税込)

項目ごとの参考額(税抜) ※事務局人件費は上限額とする。

うち事務局人件費	:	24,950,000円
指導料	:	105,948,000円
指導者・事務局交通費	:	10,339,000円
業務運営費	:	9,556,000円
法人管理費	:	項目ごとの提案額の合計10%以内

※ ただし、履行状況が良好である場合、原則として2カ年度に限り契約を更新することができる。更新時においては、地域クラブ数の増加、参加生徒の保護者から参加費用の徴収の実施(受益者負担)が見込まれるため、正式な業務内容等については、双方協議のうえ、仕様を定めることとする。

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(27江総経第3281号)による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること(東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による。)

4. スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和8年4月2日(木)～令和8年5月1日(金)
- (2) 質問受付期間
令和8年4月2日(木)～令和8年4月15日(水)午後5時まで
- (3) 質問回答期限
令和8年4月17日(金)

- (4) 参加表明書の提出期限
令和8年4月24日(金)午後5時必着
- (5) 企画提案書等の提出期限
令和8年5月1日(金)午後5時必着
- (6) 第1次審査
令和8年5月中旬
- (7) 第2次審査
令和8年6月上旬～中旬
- (8) 最終選定結果通知
令和8年6月中旬～下旬

5. 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ア 公募期間 : 令和8年4月2日(木)～令和8年5月1日(金)
 - イ 公募方法 : 区ホームページにて公表
 - ウ ホームページ : <https://www.city.koto.lg.jp/582101/tiikikurabu.html>
- (2) 質疑・回答
 - ア 質問受付期間 : 公募開始～令和8年4月15日(水)午後5時必着
 - イ 質問方法 : 質問書【様式2】を電子メールにより、下記「13」に記載の担当部署まで提出する。
 - ウ 回答期限 : 令和8年4月17日(金)午後5時
 - エ 回答方法 : 質問への回答は区ホームページに掲示する。
質問者に対する個別の回答は行わない。
なお、一括で回答することとし、都度回答は行わない。
 - オ ホームページ : <https://www.city.koto.lg.jp/582101/tiikikurabu.html>
- (3) 応募書類の提出
 - ① 参加表明書
 - ア 提出期限 : 令和8年4月24日(金)午後5時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
 - イ 提出方法 : 持参(平日の午前9時～午後5時)
※提出先は下記「13」に記載の担当部署まで
 - ② 企画提案書等
 - ア 提出期限 : 令和8年5月1日(金)午後5時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
 - イ 提出方法 : 持参(平日の午前9時～午後5時)
※提出先は下記「13」に記載の担当部署まで

6. 提出書類

- (1) 参加表明書【様式1】・・・1部
- (2) 企画提案書（任意様式）・・・正本1部 副本8部
- (3) 価格提案書（見積書）・・・1部
 - ・「2 業務概要（3）契約期間」に記載の①・②それぞれで作成すること。
 - ・任意様式とする。価格提案書（見積書）の別紙として内訳書を添付することは差支えない。
 - ・あて先は「江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）における地域クラブ活動事業実施委託事業者選定委員会 委員長」宛で作成すること。
 - ・金額は税抜で、「仕様書5 委託上限額」に記載の項目ごとの金額、年間の合計額、内訳（単価×単位数）を記載すること。単位数は極力「一式」での記載はせず、必要となる経費が具体的に分かる単価及び単位とすること（ただし、法人管理費は除く）。
- (4) 東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し（裏面印鑑証明部分を含む）
- (5) 定款またはこれに代わるもの・・・1部
- (6) 直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）・・・1部
 - ※ 決算が確定している直近3年のもの
- (7) 直近3年以内（令和5年度～令和7年度）の他自治体における同種業務の受託実績がある場合、確認できる資料（契約書の表紙等）の写し・・・1部
 - ※ 提出書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることもある。

7. 企画提案書等作成における留意事項

- (1) 書類の提出時期については、「4. スケジュール」のとおりとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1案とする。
- (3) 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。
- (4) 企画提案書等において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き、日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨は「円」とすること。
- (5) 副本には、事業者名が特定できる表現及びロゴマークなどを記載しないこと。もしくは、当該箇所にマスキングをすること。
- (6) 「(別紙) 提案事項」の内容を必ず含んだものを作成すること。

- ・ 正本には【様式 4】、副本には【様式 5】の表紙をつけること。
- ・ A4 縦版・横書き・両面印刷 10 枚 20 ページまで(但し表紙は含まない。)
- ・ 文字のサイズ、フォント及び印刷方法(白黒・カラー)は指定しない。
- ・ 図や表の挿入は可。

8. 選定・評価方法

(1) 選定基準

別紙「選定基準」のとおり

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙「評価基準」に基づいて評価する。

(4) 第 1 次審査(書類審査)

提出書類について別紙「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に最大 3 事業者を第 2 次審査対象者として選定する。

第 1 次審査の結果は、全ての参加者に電子メールにより通知し、併せて、第 2 次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(5) 第 2 次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。

1 事業者あたり 25 分(プレゼンテーション 15 分、ヒアリング 10 分)程度とし、参加人数は 3 名までとする。

(6) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(4)(5)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、第 2 次審査の評価点が高い事業者を候補者として選定する。なお、第 2 次審査の評価点も同点の場合については、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が 6 割に満たない場合は、候補者として選定しない。

(7) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反し

- た場合
- ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 参加資格を満たさなくなった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

9. 選定結果の通知

第2次審査の結果は、第2次審査の参加者に電子メールにより通知する。

10. 契約手続

- (1) 第2次審査の結果、選定された候補者と江東区との間で委託内容、経費等について再度調整を行い、委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。
なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11. 選定結果の公表

選定された候補者との契約締結後、速やかに下記項目について区ホームページ（<https://www.city.koto.lg.jp/582101/tiikikurabu.html>）にて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ア (1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。
 - イ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

12. その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届【様式3】により届け出るものとする。
- (2) すべての提出書類について、提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (3) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成のために江東区から資料を受領した場合、その資料について、江東区の許可なく公表及び使用することはできない。
- (6) 電子メールや郵便等の事故について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (7) プロポーザルの参加にあたり、プロポーザル参加者に生じた損害等について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (8) 本業務の令和9年度分にかかる予算額については、令和9年度第1回区議会定例会における令和9年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

13. 担当

江東区教育委員会事務局教育支援課部活動改革推進担当

電話：03-3647-9307

FAX：03-6458-6087

メール：582100@city.koto.lg.jp

提出先：〒135-0016 江東区東陽2-3-6

教育センター2階 教育支援課窓口

以上